

1. リサイクル部品活用、部品補修の意義

現代社会の緊急課題である資源の有効利用・産業廃棄物の抑制など、いわゆる「環境保護」に関して、具体的な行動が個人・企業を問わず幅広く求められている。

このような状況の中、損害保険業界においても「環境保護」の一助となることを願い、「修理・再生可能なものは、捨てずに再利用する」という基本的な理念に基づき、樹脂製バンパーをはじめ車両部品の修理・再利用を呼びかける運動ならびにリサイクル部品の活用を促進する運動を展開する。

2. キャンペーンの目的

(1) リサイクル部品活用キャンペーン

資源の有効利用を図り、廃棄物の抑制および環境の保全に資するため、再生資源の利用促進に関する所要の措置を定めた「再生資源の利用に関する法律(リサイクル法)」が1991年10月に施行された。この中で自動車は再生資源を有効に利用することが特に必要な製品として第一種指定製品に指定されている。

また、1998年12月からは使用済み自動車管理票(マニフェスト)制度が導入され、さらに2005年1月には「使用済み自動車の再資源化等に関する法律」(自動車リサイクル法)が施行された。

このような状況下、損保業界としても、資源の有効利用・廃棄物の抑制につながる中古・再生部品の活用を図ることは時代の要請であると考え、1995年度より「リサイクル部品活用キャンペーン」と称した取り組みを継続実施している。

本年度についても、外板部品を中心としたリサイクル部品の活用を社会にアピールして「環境保護」の一助とすることを目的に、本キャンペーンを引き続き実施することとした。

(2) 部品補修キャンペーン

損害保険業界では、1989年度から樹脂製バンパーを対象とした補修キャンペーンを開始した。これは自動車関連の諸団体による協力のもと、広く自動車ユーザーに樹脂製バンパーは傷ついても補修が可能であることを訴えるものであった。

そして、1993年には自動車保険約款が改定され、車両条項に「部品の補修が可能で、部品を交換するよりも経済的な場合には、補修による修理費を支払う」ことが明記されると、改定主旨への理解と損傷部品の補修促進を図るものとして「部品補修促進運動」を実施した。さらに、1994年からは樹脂バンパーだけでなく全ての部品を補修対象とする「部品補修キャンペーン」を展開してきた。

このような経緯のもと、損害保険業界としては上記「リサイクル部品活用キャンペーン」と同様に、廃棄物抑制の観点等から「環境保護」に資することを目的として、本年度においても「部品補修キャンペーン」を実施することとした。

3. キャンペーンの概要（6月～7月）

(1) 概要

ア. キャンペーンの統一ポスター（B2サイズ）を全国の公共施設、損保各社の店頭に掲示するとともに、関係各方面（代理店事務所、ガソリンスタンド、修理工場等）に掲示を依頼する。また、各種催事（フェア、講演会等）にポスター等を出展し、周知を図る。

イ. 自動車保険ユーザー及び整備工場向けのチラシを配布し、協力要請を行う。

(2) 後援

国土交通省・環境省・経済産業省

(3) 協賛

(社)日本自動車販売協会連合会・(社)日本自動車整備振興会連合会・日本自動車車体整備協同組合連合会

(4) 広報の内容

【新聞】

国土交通省記者会、環境省記者クラブ等にニュースリリースを行うことにより、キャンペーン記事掲載の促進を図る。

【協会発行の冊子】

協会の発行する冊子に記事を掲載する。

「Sonpo」 発行部数 約10,500部

「予防時報」 " 約7,700部

【その他】

- ・各社で発行している社内報に積極的に記事を掲載し、周知を図る。
- ・協会ホームページ (<http://www.sonpo.or.jp>) に記事を掲載する。

(5) 支部での対応

ア. 協会11支部において、地区関係諸団体に協力要請を行う。

イ. 地方自治体等が開催する、環境保護を目的とした催事（フェア、講演会等）にポスターを出展する。

(6) 損害保険会社の対応

各社においては、キャンペーンの趣旨を十分徹底し関係業界と協調しつつ盛り上げを図る。

(7) 協会ホームページによる普及・啓発

協会ホームページにてリサイクル部品活用・部品補修促進のためのPRおよび懸賞を実施する。

以上